

令和4年度 第2回

沖縄県公共事業評価監視委員会
(評価調書及び概要図)

<傍聴者・プレス用：説明資料抜粋>

令和4年11月21日（月）

令和4年度 第2回沖縄県公共事業評価監視委員会

日時：令和4年11月21日（月）13:30～15:45

場所：県庁11階第1・2会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

3 審 議

【再評価】

[道路事業]

(1) 一般県道幸地インター線インターチェンジ道路整備事業 (土木建築部)

(2) 南部東道路(南風原知念線)道路改築事業 (")

[土地改良事業]

(3) 津堅地区水利施設整備事業 (農林水産部)

(4) 吉富地区農地整備事業 (")

(5) 新川第4地区水質保全対策事業 (")

4 閉 会

令和4年度 第2回沖縄県公共事業評価監視委員会 出席者名簿

当委員会職名	氏名	所属・職名	出欠
委員長	伊部 綱清	琉球大学工学部 助教	○
委員	上地 武昭	沖縄大学 名誉教授	○
委員	及川 洋平	株式会社りゅうぎん総合研究所 研究員	○
委員	木村 匠	琉球大学農学部 准教授	○
委員	佐藤 充	琉球文化交流研究センター合同会社 代表社員	○
委員	朱 愷雯	沖縄大学経法商学部 准教授	○
委員	野崎 聖子	うむやす法律会計事務所 弁護士	○
委員	宮城 桂	沖縄工業高等専門学校 講師	×
委員	守田 昌哉	琉球大学熱帯生物圏研究センター 准教授	×
委員	屋宜 智恵美	琉球大学国際地域創造学部 准教授	○

(五十音順)

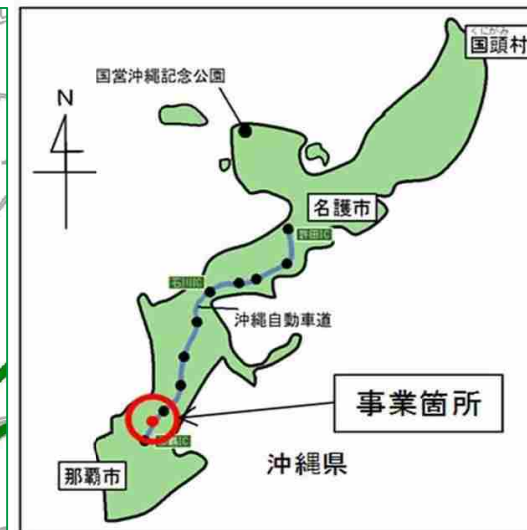
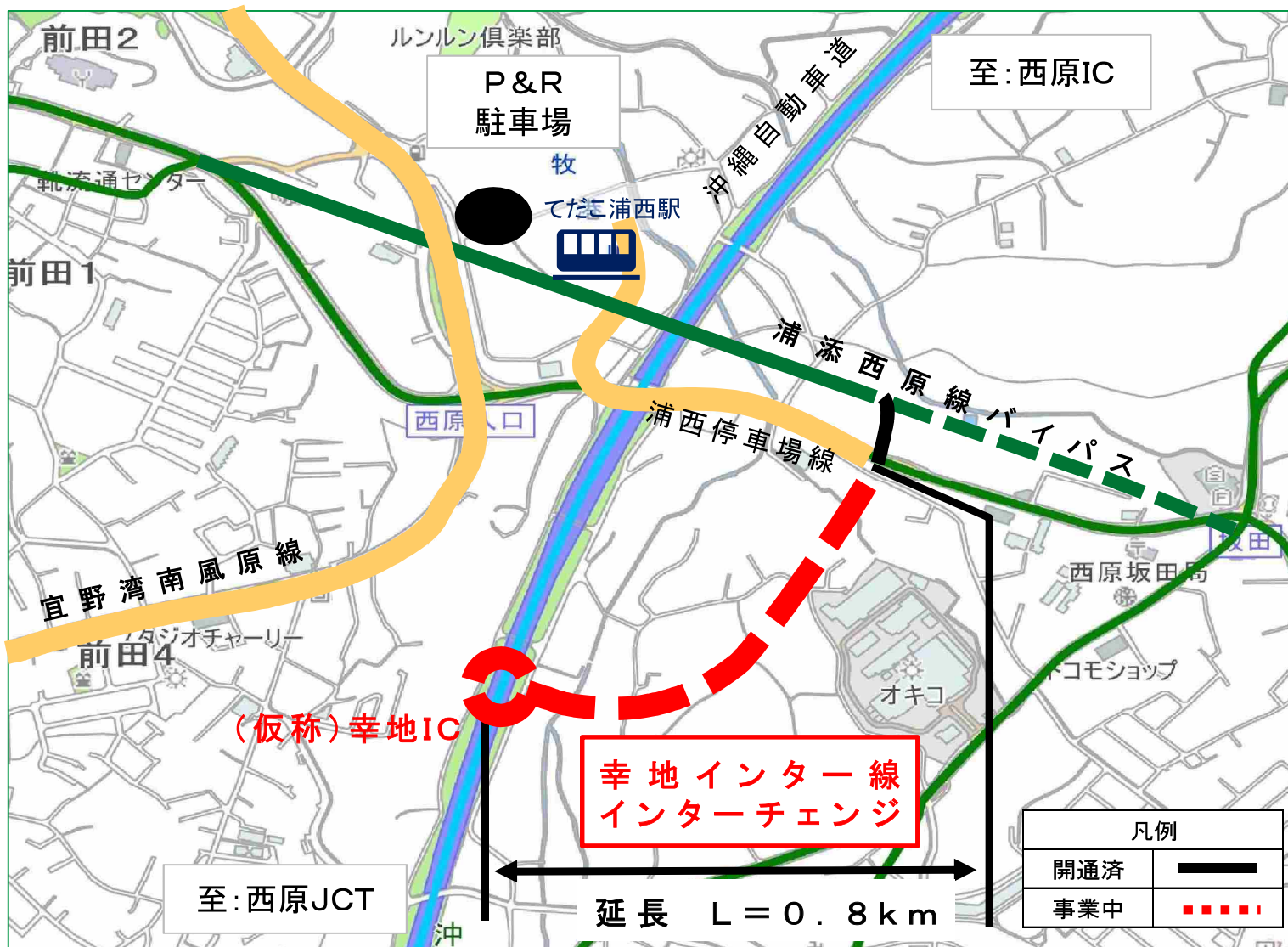
公共事業再評価調査（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：一般県道 幸地インター線インターチェンジ道路整備事業		前再評価年度：平成 30 年度		
	事業種別：高規格インターアクセス道路整備事業	事業主体：沖縄県		事業期間：H26～R6	
	事業箇所：西原町	根拠法令：道路法			
	総事業費(百万円)：(7,790) 11,000	費用内訳：補助 9/10		事業量：L=0.8km	
1-2 前再評価以降の計画変更	事業費の変更を行った。				
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ③ その他（事業費の大幅な見直し）				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他（事業費の大幅な見直し） 事業実施に伴う諸条件の変更及び材料費・労務費の物価上昇等により、全体事業費の大幅な変更が生じたため。				
4 事業の進捗状況 (R4.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	11,000	0.8	39.2	
	実施済	4,935	0.0	35.2	
	率	45%	0%	90%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	令和3年度末までに全取得用地の約90%が取得済みである。また、令和元年度にDランプ跨道橋下部工、令和3年度にDランプ下部工が完成している。現在はDランプ跨道橋上部工及びA・Bランプ下部工等について工事実施中である。				
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 R4) (単位: 百万円)	① 走行時間短縮	81,149	① 事業費(税抜き)	11,549	
	② 走行経費低減	7,485	② 維持管理費	4,473	
	③ 交通事故減少	1,050			
	総便益	89,684	総費用	16,022	
	基準年換算(B)	36,575	基準年換算(C)	13,223	
	費用便益比(B/C) = 36575 / 13223 = 2.8				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済： <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄都市モノレールにおいて、てだこ浦西駅までの延長区間が令和元年10月に開業した。 ・「西原西地区土地区画整理事業」や「てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業」等により、本事業箇所周辺において都市基盤の整備が進められている状況である。 				
	② 地元・自治体：・特になし				
	③ 利害関係者：・収用案件や一部に単価不満はあるものの、概ね事業に理解を示している。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： <p>当該路線の整備により、はしご道路の横軸である浦添西原線と縦軸の沖縄自動車道が接続されることで、はしご道路ネットワークが形成され、道路のアンバランスな使われ方の解消、交通渋滞の緩和、高速道路へのアクセス時間の短縮が期待される。</p> <p>また、沖縄自動車道とてだこ浦西駅とを結節させることにより、自動車交通から公共交通への転換を促進し、那覇都市圏の交通渋滞緩和が期待される。</p>				
	② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： <p>事業効果の早期発現を図るために入念に用地取得計画を立てている。また、全取得用地の約90%が取得済みとなっていることから、現計画の推進が効率的である。</p>				
	③ 事業効果の発現状況： <p>現時点で整備完了し供用した区間はないため、事業効果は発現されていない。</p>				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 効率的な事業執行を行い、早期の事業効果の発現に取り組む。				
	② 対住民関係： 引き続き用地交渉を重ね速やかな用地取得を目指す。				
	③ 執行体制等： 現体制で引き続き事業を推進する。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	特に意見なし。				

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

概要図



【事業計画】
 事業名：幸地インター線
 インターチェンジ
 事業種別：道路事業
 事業主体：沖縄県
 形式：フルインター（ランプ付型）
 事業延長：0.8 km
 事業期間：平成26年度
 ～令和6年度
 事業費：（現）77.9億円
 （変更）110.0億円
 事業箇所：西原町字翁長～幸地
 根拠法令：道路法

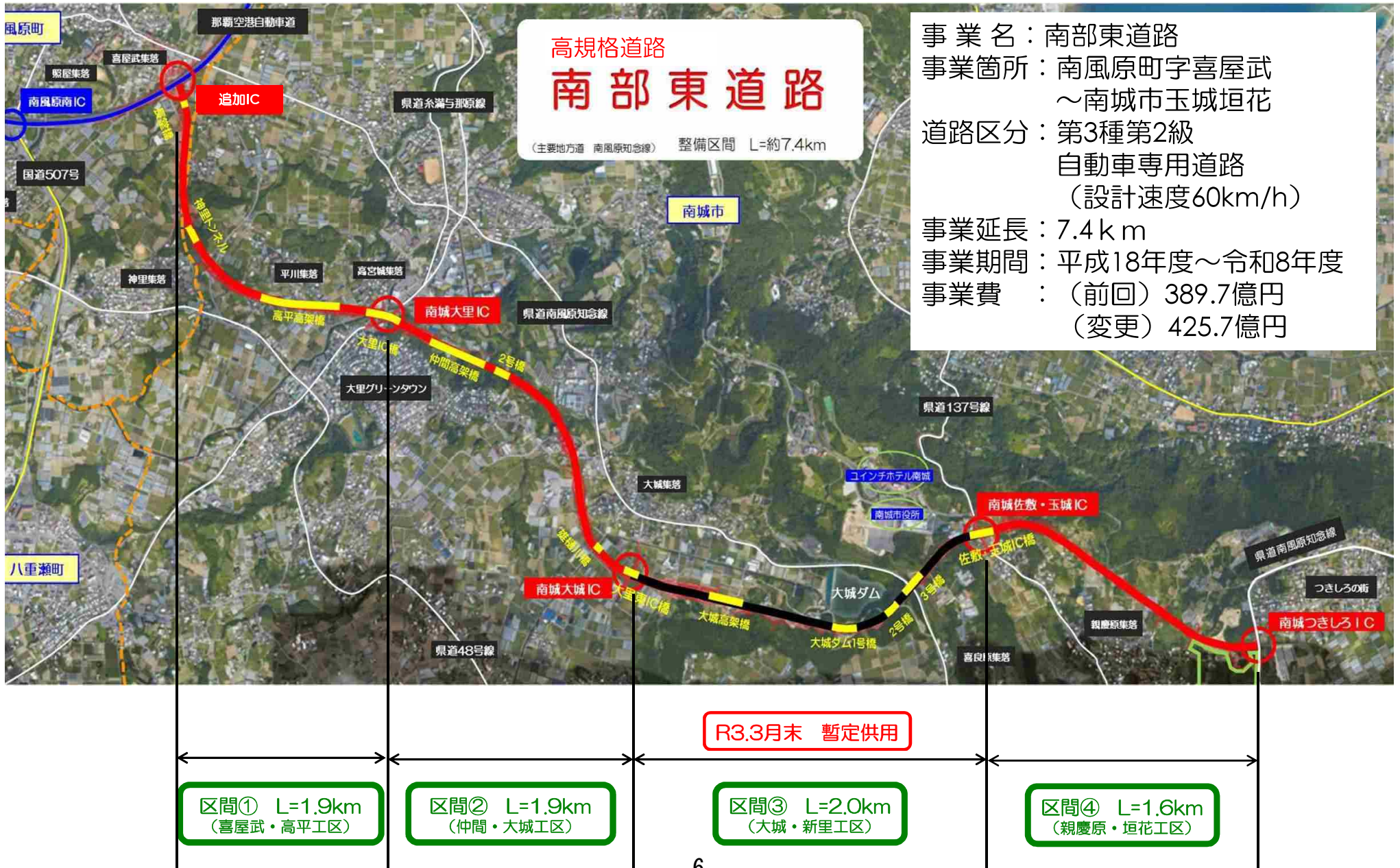
公共事業再評価調書（4回目再評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：南部東道路(南風原知念線)道路改築事業		前再評価年度：平成29年度		
	事業種別：主要地方道改築事業	事業主体：沖縄県	事業期間：H18～R8		
	事業箇所：南風原町、南城市	根拠法令：道路法			
	総事業費(百万円)：(38,970) 42,570	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=7.4km・W=8.5m(2/4車線)		
南部東道路は、南風原町内の那覇空港自動車道から南城市の大里、玉城を經由して、佐敷に至る延長約11kmの高規格道路である。本路線は、沖縄県新広域道路交通計画に位置づけられ、(ハシゴ道路ネットワークとして)沖縄自動車道や那覇空港自動車道等、本県の縦軸を形成する高規格道路に対し、それらの機能を補完する横軸を形成する道路である。今回の事業区間は、本路線延長約11kmのうち南風原町字喜屋武から南城市玉城字垣花までの延長7.4kmの区間である。 那覇空港や高度医療機関までの時間短縮を図るとともに、定時・定速を確保し、那覇市までの30分圏の確立の他、通勤通学や経済活動等の利便性向上及び地域住民への都市的サービス提供を図る。					
1-2 前再評価以降の計画変更	事業費の変更を行った。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(事業費の見直し) 事業実施に伴う諸条件の変更等により全体事業費の変更が生じたため。				
4 事業の進捗状況 (R4.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	42,570	7.40	283.0	
	実施済	17,160	2.00	195.9	
	率	40%	27%	69%	※一部区間において、面積が未確定のため計画面積は暫定である
4-2 前再評価以降の主な進捗	令和3年3月に、南城大城IC～南城佐敷・玉城IC間の区間③において暫定供用を開始した。 現在は、区間①(JCT区間)の詳細設計と区間②及び区間④の橋梁工事・道路改良工事について実施中である。				
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 R4) (単位:百万円)	① 走行時間短縮 220,427 ② 走行経費低減 24,636 ③ 交通事故減少 4,534 総便益 249,597 基準年換算(B) 94,604	① 事業費 38,893 ② 維持管理費 1,000 総費用 39,893 基準年換算(C) 39,640	費用便益比(B/C) = 94604 / 39640 = 2.4		
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済： <ul style="list-style-type: none"> 平成30年5月、南城佐敷・玉城IC付近に南城市役所の新庁舎が開庁した。 令和2年4月、当該路線において那覇空港自動車道への直接乗入に関する都市計画変更を実施した。 令和3年3月、南城大城IC～南城佐敷・玉城IC間の約2.0kmの区間において、暫定供用を開始した。 終点部のつきしろ地区において、土地区画整理事業を実施中。 ② 地元・自治体： <ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月から現時点まで、南城市長から県に対し予算確保及び整備促進等に関する要請が5回提出されている。 令和元年8月から現時点まで、南城市議会から県に対し、予算確保及び整備促進等に関する要請が2回提出されている ③ 利害関係者： <ul style="list-style-type: none"> 収用案件や一部に単価や条件に不満はあるものの、概ね事業に理解を示している。 				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： <ul style="list-style-type: none"> 地形的制限等による幹線道路網の整備の遅れから、交通の便の悪い島尻東地域において、産業振興、観光振興及び安全安心な暮らしの確保をするため、早期に整備する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： <ul style="list-style-type: none"> 事業効果の早期発現を図るために、区間②及び区間④の用地取得及び工事実施を優先的に計画しているため、現計画の推進が効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： <ul style="list-style-type: none"> 南城大城IC～南城佐敷・玉城IC間の暫定供用により、現道における代替道路の確保が可能となった。 				
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等： 効率的な事業執行を行い、早期の事業効果発現に取り組む。 ② 対住民関係： 今後収用も視野に入れて、引き続き用地交渉を重ね、速やかな用地取得を目指す。 ③ 執行体制等： 現体制で引き続き事業を推進する。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	事業期間が長期になるが、整備効果を早期に発現させるためにも、供用できる区間は早めに供用していただきたい。				

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

概要図



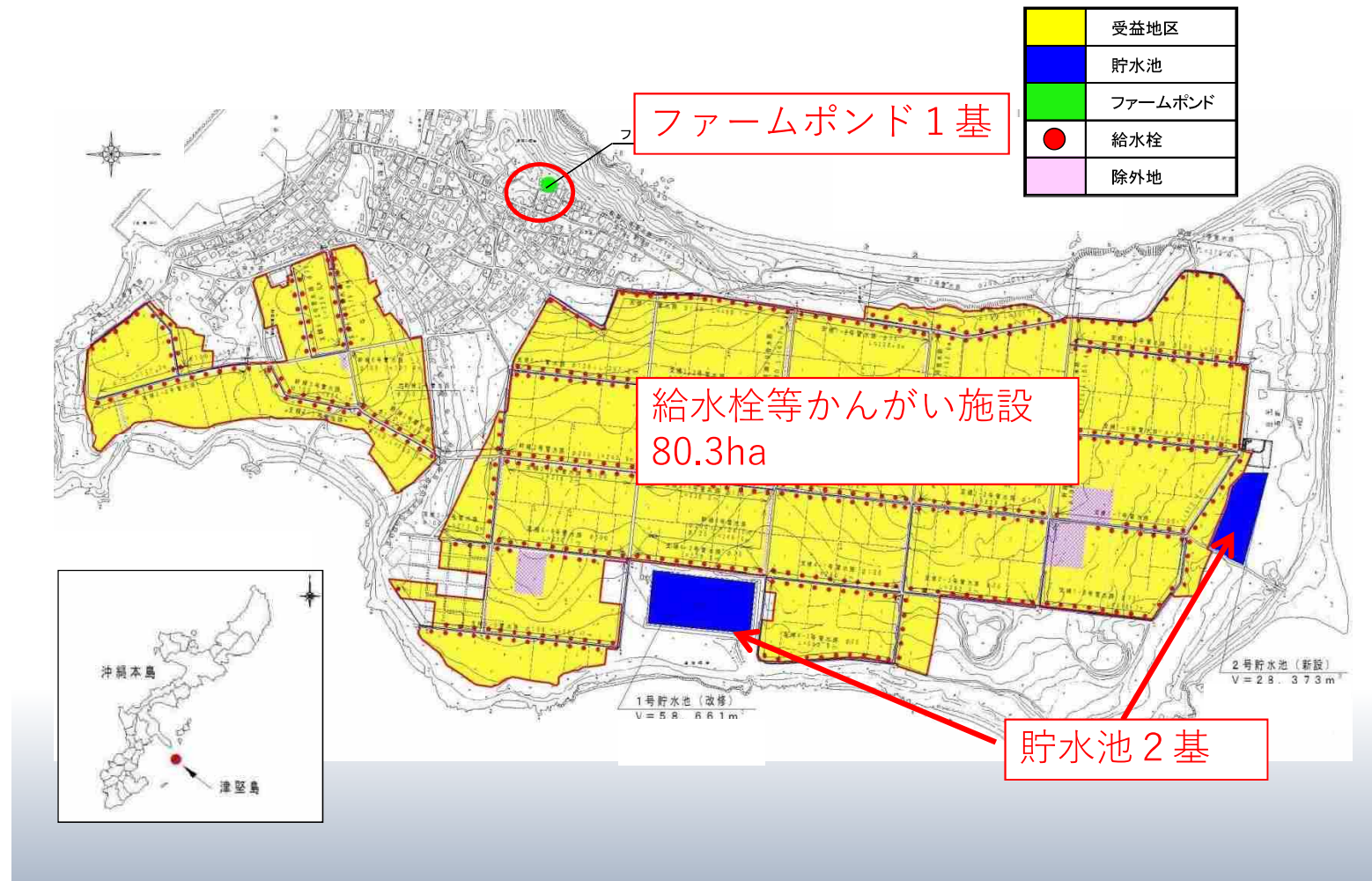
公共事業再評価調査

様式1

主管課：農地農村整備課

1 事業概要	事業名：津堅地区 水利施設整備事業(交付金事業)						
	事業種別：土地改良事業	事業主体：沖縄県		当初事業期間：H25～R1			
	事業箇所：うるま市	根拠法令：土地改良法		事業期間：H25～R6			
	総事業費(百万円)：3,277	費用内訳：補助 80/100		事業量：貯水池2基、ファームポンド1基、揚水機場2箇所、畑かん施設(Ⅱ型)80.3ha			
(整備目的)	本地区は、沖縄本島中部、中城湾の東側に浮かぶ津堅島に位置している。島の主な産業は、平坦な地形を生かした農業とモズクの養殖を中心とした漁業である。農業は産地指定を受けたニンジンを中心にイモや島らっきょうなどの野菜栽培が行われている。しかし、野菜栽培に不可欠な水資源は、一部の畑地帯からの地表流出水のみであり、全農地をかん水することは出来ない状況にある。さらに、貯水施設やかんがい施設の老朽化が著しく、水源不足とともにタンク車によるかん水に多くの時間・経費を費やしている。 このことから本事業により水源及び畑地かんがい施設整備を行い、農業生産性の向上と農業経営の安定を図ることを目的としている。						
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他						
3 再評価に至った 主な要因	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④予算の確保 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他						
(具体的理由)	<p>法手続きに時間を要し採択年度の翌年度からの事業執行となった。 また、年度あたり3～4億円の予算確保を予定していたところ、全県的な沖縄振興公共投資交付金の減額措置に伴い、地区全体の進捗が遅れた。</p>						
4 事業の進捗 状況 (R4.3月時点)	項目	事業費(百万円)	貯水池	ファームポンド	揚水機場	送水管路	畑かん施設(Ⅱ型)(ha)
	計画	3,277	2	1	2	2,230	80.3
	実施済	1,768	1	0	0	0	0
	率	54.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5 事業効果の 評価指標 (評価期間:52年) (基準年:R4) (単位:百万円)	①作物生産効果	40	①事業費(事務費込み)		2,752		
	②営農経費節減効果	130	②その他費用(関連事業費等)		112		
	③維持管理費節減効果	-8	③総費用		2,864		
	④景観・環境保全効果	8	(①+②)				
	年総効果額	170	総費用＝事業費＋その他費用(関連事業費＋再整備費－評価終了時の資産価値)				
	割引率	0.04	$\text{総費用総便益} = \text{総便益額} \div \text{総費用} = 3,152 \div 2,864 = 1.10$				
	総便益額(現在価値)	3,152	費用負担割合(国80%、県15.5%、市町村4.5%、受益者0.0%)				
6 事業を巡る状 況の変化	<p>①社会・経済：特になし</p> <p>②地元・自治体：「津堅島農業再生・活性化プラン」(令和2年～令和11年)を策定し、農業を中心とした収入の安定と拡大を図るため、機械化等による省力化した農業を推進するとともに、農地の集積・集約化を図り、効率化した営農を行うことで儲かる農業が目指されている。なお、エア・ウォーター(株)、(株)津堅島ファーム及び(株)ファーマーズ・フォレストといった農業生産法人への集積・集約化を実施中である。</p> <p>③利害関係者：本事業は、土地改良法に基づく事業として受益者は引き続き事業の継続を希望している。</p>						
7 事業の必要 性・効率性	<p>①事業の必要性・緊急性・有効性など 津堅島における基幹産業である農業が衰退状況にあり農業人口の減少ひいては島全体の人口減少につながっていた。この状況を打開するためにうるま市にてハード面及びソフト面での政策を展開し津堅島農業の再構築を図っている。本事業はハード面の重要な部分を担っており、今後農業を中心とした収入の安定と拡大を図るためには、農業用水の安定供給の確保に向けて早期に整備する必要がある。</p> <p>②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 津堅島における水源及びかんがい施設整備は、本事業のみとなる。事業継続にあたり課題等はなく、地元・自治体ともに本事業の早期完了を要望していることから、現計画を遂行推進することが効率的かつ現実的である。</p> <p>③事業効果の発現状況 現在、貯水池2基が完成し(付帯設備は除く)、令和4年度工事において、ファームポンド及び揚水機場、一部農地の末端かんがい施設(給水栓)の整備を実施する。 2号貯水池については、仮設かんがい施設を利用し、散水を行っている状況である。</p>						
8 今後の対応・ 見直し	<p>①事業計画等：令和6年度までに事業完了する見直しである。</p> <p>②対住民関係：完了に向け、説明会を開催し、要望や営農体系に応じたきめ細かい整備を推進する。</p> <p>③執行体制等：現在の組織体制で執行可能である。 津堅島農業振興協議会(うるま市、土地改良区、自治会、農業法人、農業振興公社、JA、県)を開催し、意見交換を実施している。</p>						
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止						

津堅地区 水利施設整備事業（交付金事業） 概要図



公共事業再評価調書（再々評価）

様式2

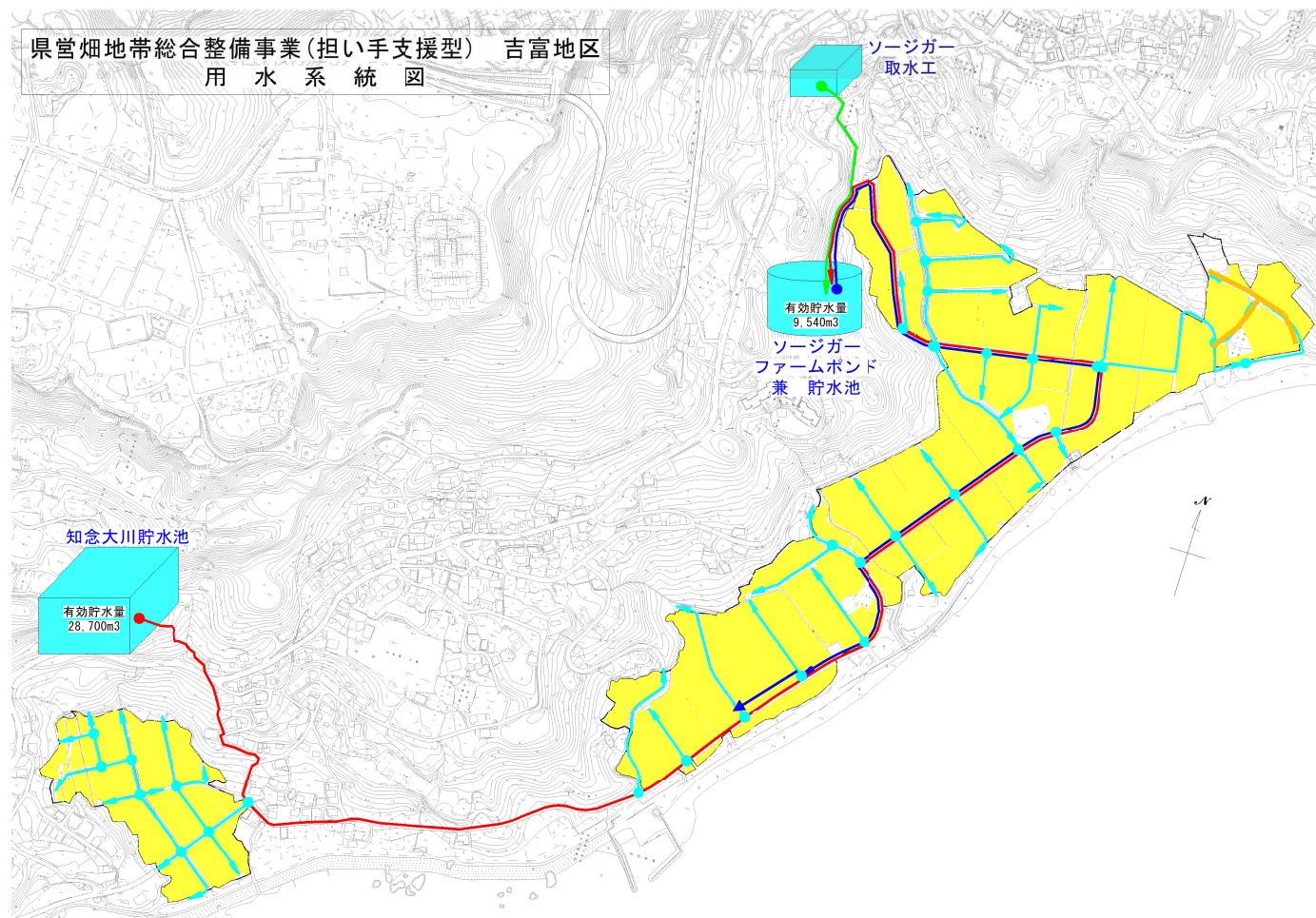
主管課：農地農村整備課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：吉富地区 農地整備事業(交付金事業)		前再評価年度：平成29年度			
	事業種別：土地改良事業	事業主体：沖縄県	(H20～R2)			
	事業箇所：南城市	根拠法令：土地改良法	事業期間：H20～R6			
	(1,586)	費用内訳：補助 75/100	(〃)			
総事業費(百万円)：2,265		事業量：貯水池 2基、畑かん施設 25.2ha、農道工 300m				
<p>本地区は南城市(旧知念村)の西部に位置し、S60～H6にかけて実施した土地改良総合整備事業の農地を主体に、隣接農地を併せた25.6haの受益地区である。本地区での農業生産は、サトウキビから高収益作物の野菜への転換が進展し、ハウスの導入も多くなってきている。しかし、農業用水の利用は、近くの排水路から簡易なポンプにより取水し、栽培を行っており農業用水を必要とする時期に安定的な水量の確保が困難な状況である。</p> <p>よって 本事業で、貯水池整備を含めた末端の畑かん施設及び農道を整備し、労働環境の改善、農業生産性の向上と高収益の作物への転換を進め、農業所得の向上と農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>						
1-2 前再評価以降の計画変更	前回の再評価以降に事業費が増となったことから土地改良法に基づく計画変更を行っている。					
2 再評価 該当項目	<input type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input checked="" type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他					
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他(貯水池法面の被災)					
<p>本地区は、農業用水を確保するため貯水池を整備しているが、令和元年に襲来した台風により貯水池の法面が被災を受けた。被災状況から、当初は法面の表面崩壊と推定していたが、その後の挙動調査により、土層深部が滑動していることが確認されたため、その影響で法面の表面崩壊を引き起こしていることが判明した。その結果、当該箇所の挙動調査・実施設計及び法面復旧工事に時間を要することから、事業工期を延長せざるを得なかった。</p>						
4 事業の進捗 状況 (R4.3月時点)	項目	事業費(百万円)	貯水池工(基)	畑かん施設(ha)	農道工(m)	
	計画	2,265	2	25.2	300	
	実施済	1,602	1	0.0	0	
	率	70.7%	50.0%	0.0%	0.0%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	貯水池の整備を進めており、令和元年度に被災を受けた箇所の復旧工事を完了した。					
5 事業効果の 評価指標 (評価期間:57年) (基準年:R4) (単位:百万円)	①作物生産効果	82.5	①事業費	2,728		
	②品質向上効果	0.4	②その他費用(関連事業費等)	-71		
	③営農経費節減効果	44.5	③総費用(C)=(①+②)	2,657		
	④維持管理費節減効果	-1.7	※総費用=事業費+その他費用(関連事業費+再整備費-評価終了時の資産価額)			
	⑤営農に係る走行経費節減効果	7.3				
	⑥国産農産物安定供給効果	18.2				
	⑦年総効果額(①+②+③+④+⑤+⑥)	151.3				
	⑧割引率	0.04				
	⑨総便益額(B)(現在価値化)	2,776				
	$\text{総費用総便益比(B/C)} = \text{総便益額} \div \text{総費用} = 2,776 \div 2,657 = 1.04$					
	費用負担割合(国75.0%、県14.5%、市町村10.5%(6.0%)、受益者0.0%(4.5%)) ※()は農地内の給水栓設置に係る費用負担					
6 事業を巡る 状況の変化	①社会・経済：特になし。 ②地元・自治体：特になし。 ③利害関係者：受益者は引き続き事業の継続を希望している。					
7 事業の必要性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 野菜などの高収益作物への転換が進展しており、ハウスの導入も多くなってきているが、農業用水の利用は、近くの排水路からの取水により栽培を行っている。そのため、農業用水を必要とする時期に安定的な水量の確保が困難な状況となっていることから、本事業で、貯水池整備を含めた末端の畑かん施設及び農道を整備し、労働環境の改善、農業生産性の向上と高収益の作物への転換を進め、農業所得の向上と農業経営の安定に向けた早期整備が必要となっている。					
	②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 当地区の貯水池は2基整備予定であり、そのうち1基は完成している。今回、事業延長の要因となった貯水池法面については、R3年度予算にて対策を完了する予定であり、貯水池本体はR4年度に完成予定である。また、令和6年度には農業用水の供用開始予定であることから、引き続き事業を進めることが効率的である。					
	③事業効果の発現状況 貯水池が1基完成していることから、令和2年度より一部暫定取水を開始しており、着実に効果が発現している状況である。また、ハウスの導入も多くなっており、野菜などの高収益作物への転換が進んでいる。					
8 今後の対応・	①事業計画等：令和3年度に法面改修を完了後、令和4年度残る貯水池を完成させ、令和5年度以降に末端かんがい施設及び農道整備を行い令和6年度の完成を目指す。 ②対住民関係：特に問題なし。 ③執行体制等：現在の組織体制で特に問題なし。					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止					
10 その他 (前再評価での 主な意見等)	・用地取得に関して、土地収用の手続もあるが、農地に関しては当該手続は適用されないのか。 ・施設運営について、管理方法や受益者負担が適正かについて、どう判断したか教えてほしい。 ・ファームポンドへのポンプアップ費用や貯水池の堆積土砂排除費用等に関して、地元で維持管理出来るような仕組みになっているのか。					

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画

吉富地区 農地整備事業（交付金事業） 概要図

県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型） 吉富地区
用水系統図



【事業概要】

- 貯水池 : 2基
- 畑かん施設 : 25.2ha
- 農道工 : 300m

凡 例

	受益地
	導水管路（自然圧）
	支線配水管路（自然圧）
	幹線配水管路（自然圧）
	幹線送水管路（自然圧）
	農道

公共事業再評価調査

様式1

主管課：農地農村整備課

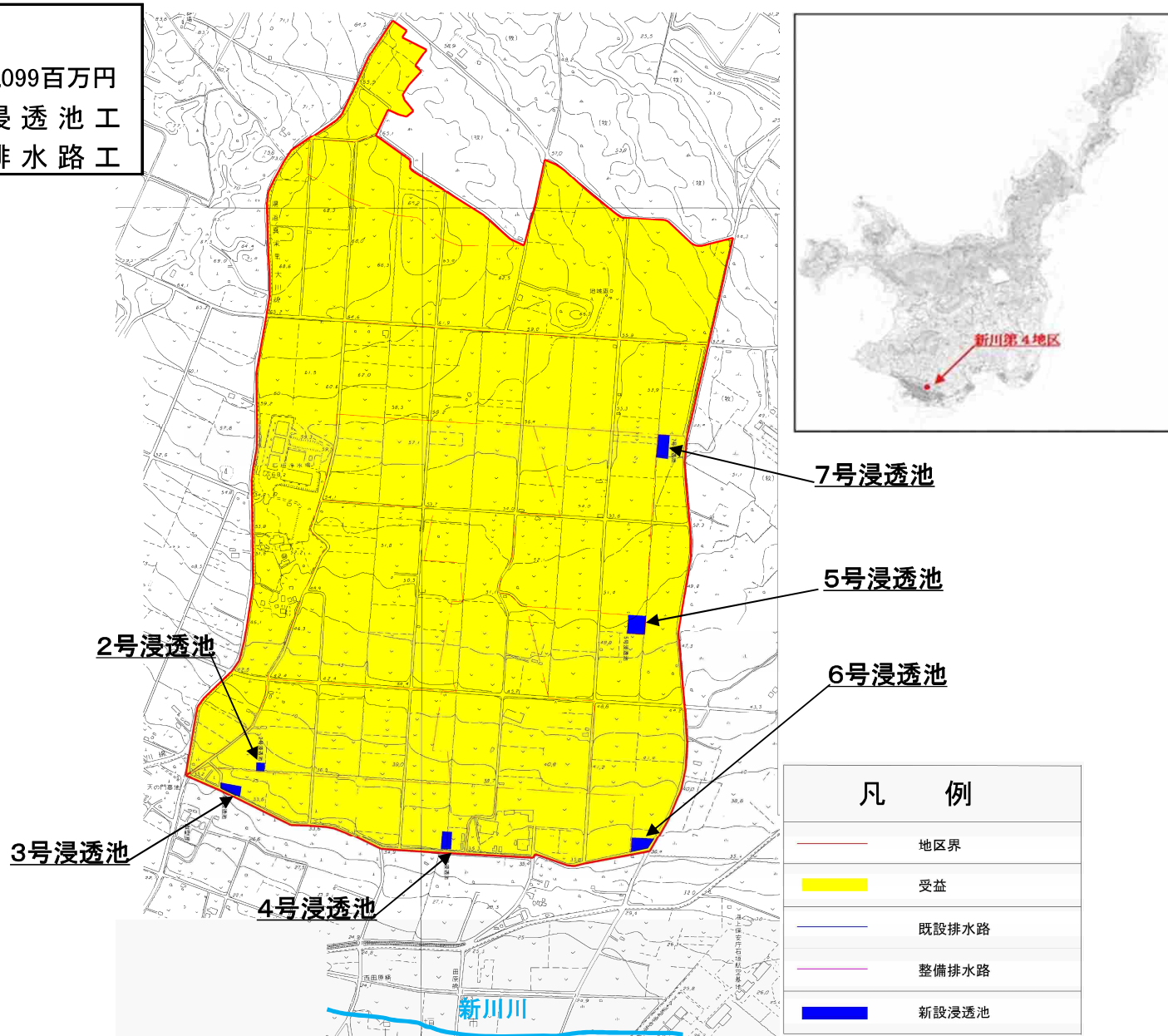
1 事業概要	事業名：新川第4地区 水質保全対策事業(耕土流出防止型)			
	事業種別：土地改良事業	事業主体：沖縄県	当回事業期間：H25～R4	
(整備目的)	事業箇所：石垣市	根拠法令：-	事業期間：H25～R8	
	総事業費(百万円)：1,099	費用内訳：補助 75/100	事業量：浸透池 N=6基、排水路L=11,165m	
	本地域は「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」や「石垣市農村環境計画」により保全区域として位置付けられていることから、赤土等流出防止対策として、浸透池及び排水路を整備することで海域環境の保全を図ることを目的とする。			
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他			
3 再評価に至った 主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他			
4 事業の進捗 状況 (R4.3末時点)	項目	事業費(百万円)	浸透池(基)	排水路(m)
	計画	1,099	6.0	11,165.0
	実施済	503	5.0	2,560.7
	率	45.8%	83.3%	22.9%
5 事業効果の 評価指標 (評価期間:54年) (基準年:R4) (単位:百万円)	①維持管理費節減効果	-2.21	①事業費	714
	②災害防止効果(農業関連資産)	0.28	②その他費用(関連事業費等)	72
	③景観・環境保全効果	63.11	③総費用 (①+②)	786
	④年総効果額(①+②+③)	61		
	⑤割引率	0.04		
	⑥総便益額(現在価値)	1,035		
	総費用総便益 = 総便益額 ÷ 総費用 = 1,035 ÷ 786 = 1.31 費用負担割合(国75%、県15%、市町村10%)			
6 事業を巡る状 況の変化	①社会・経済：特になし。 ②地元・自治体：特になし。 ③利害関係者：受益者は引き続き事業の継続を希望している。			
7 事業の必要 性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 降雨時に本地区より畑面及び道路面等からの土砂流出が著しく、流出した土砂は河川を流下し、海域環境を悪化させている。また、下流には民家もあり、豪雨時には濁水が流入するといった被害が発生していることから、本事業により問題解決を図る必要がある。			
	②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 浸透池についての整備は概ね完了しており、浸透池へ導水するため排水路の整備のみのため現計画を推進することが効率的である。			
	③事業効果の発現状況 過年度に整備済の浸透池及び排水路により、降雨時の赤土流出量は減少していることは確認されており、事業目的である赤土流出防止効果は一部発現している。また、本地区の整備(令和4年3月末時点)による赤土等流出削減量は186t/年(推計値)となっている。			
8 今後の対応・ 見通し	①事業計画等：残りの排水路整備については、施工計画及び施工内容も整っており令和8年度の完了を目指す。 ②対住民関係：特に問題なし ③執行体制等：現在の組織体制で執行可能である。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止			

新川第4地区 水質保全対策事業(耕土流出防止型) 概要図

【事業概要】

総事業費：1,099百万円

主要工種：浸透池工
排水路工



傍 聴 要 領

平成24年2月3日
沖縄県公共事業評価監視委員会

1. 傍聴する場合の手続き

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- 2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- 3) 受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- 4) 会議の傍聴定員は原則として10名です。

2. 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。
- 3) 傍聴者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- 2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- 6) 会場において、携帯やPHSは、電源を切るかマナーモードにすること。
- 7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。